九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

イギリス労働法における賃金からの控除を受けない労働者の権利（２・完）：強行法規の適用における合意（契約解釈）の領分と法規制の領分の一類型

新屋敷，恵美子
九州大学大学院法学研究院：准教授

https://doi.org/10.15017/2534545

出版情報：法政研究. 86 (2), pp.152-128, 2019-10-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

イギリス労働法における賃金からの控除を受けない労働者の権利（２・完）

――強行法規の適用における合意（契約解釈）の領分と法規制の領分の一類型

新屋敷　恵美子

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　賃金控除を受けない権利と審判所に対する申立て
Ⅲ　控除をめぐる透明性
Ⅳ　控除概念の広がりと契約解釈の位置づけ・機能（以上、前号）
Ⅴ　契約解釈の目的と限界（以下、本号）
　1　緒言
　2　一般契約法における判例法理展開の概観
　3　労働関係のコモン・センス？
　4　小括
Ⅵ　考察のまとめと日本法への示唆
　1　考察のまとめ
　2　日本法への示唆

Ⅴ　契約解釈の目的と限界

1　緒言

イギリスでは、1896年現物給与禁止法におけるような公正性や合理性といった観点から控除の内容自体を規制する仕組みは、1996年雇用権法等に引き継がれなかった。そのため、使用者は、形式を整えれば、つまり、「労働者が署名を求められる書面の雇用契約に、明示の〔控除に関する〕ルールを記載しておくことをしっかりやっておけば、広い範囲での控除を行う方針を実行できる[(1)]」。賃金からの違法な控

除の申立てを、Ⅳで紹介した二段階の判断枠組み（〔判決⑤〕）で処理するとしても、使用者により控除に関する契約内容が水も漏らさぬように定められた場合には、やはり使用者によるルール設定の問題は避けられない。形式性の遵守をいかに厳格に求めようと、また、控除概念を広く解釈し様々な申立てを雇用審判所で受け止めるとしても、契約内容（合意）に対する規制には踏み込まないイギリス労働法の現行の枠組みでは、控除の内容は使用者の契約自由の範疇に帰着し、規制としては限界があることは否めない。

そこで、そうした、使用者がいわば正々堂々と書面で明示する控除に関する諸ルールを、どのように契約内容として認めるべきなのか、その評価機能を担う契約解釈のあり方が注目される。この点につき、近年、契約解釈一般に関する判例法理の展開がみられ、その判例の展開が賃金控除に関する権利の申立てについての判決にも影響を与えてきている。Ⅴでは、前者の展開の趣旨に言及した上で、それへの対応を模索する近時の労働法分野における判例展開を検討し、契約解釈による控除のあり方の規制の可能性と限界を考えたい。[(2)]

２　一般契約法における判例法理展開の概観

以下の〔判決⑪〕と〔判決⑫〕とは、それぞれ、一般契約法の分野で、契約解釈の判例法理を、根本的に変化させるものとして、受け止められた先例である。まず、〔判決⑪〕が引用するInvestors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society［1998］1 WLR 892（以下、「ICS事件貴族院判決」。）において、Hoffmann貴族院裁判官が、法律文書の解釈のための諸原則を示していた。そして、〔判決⑪〕において、Hoffmann貴族院裁判官自身が、同諸原則の趣旨を明らかにしつつ、契約書面における文言に必ずしも縛られずに、契約内容を認定できる余地を示した。[(3)]

---

(1)　Hugh Collins, K.D. Ewing and Aileen McColgan, Labour Law（Cambridge, 2012), at p. 240.

(2)　ここで紹介する一般契約法の側での判例の展開は、杉浦保友「イングランドにおける契約条項（明示条項と黙示条項）の解釈に係る最近の判例と日本法への示唆」国際商取引学会年報20巻（2018）45頁、同「イングランドにおける契約解釈原則――英国貴族院（House of Lords）のChartbrook判決の意義」日本大学法科大学院法務研究13号（2016）21頁、山口裕博「イギリス契約法における契約解釈の現状――Hoffmann卿テーゼの帰趨」桐蔭法学25巻２号69頁（2019）で詳細に検討されており、本稿は一般契約法における判例展開の趣旨を理解するのに、これらの論稿に多くを負っている。

(3)　〔判決⑪〕については、前注２・杉浦論文（2016）で、事実関係等も詳細に紹介されているので、そちらを参照されたい。

（１）文言からの逸脱可能性

〔判決⑪〕Chartbrook Ltd v Persimmon Homes Ltd.［2009］UKHL 38.（2009年）

【事案の概要】

2001年10月16日、Cは、P（著名な宅地造成会社）と、Wにある土地開発のための契約を締結した。当該契約の構成は、Pが、開発許可を得た後、Cからライセンスを取得し、当該敷地を占有し、居住部分と商業施設部分とが混在した建物を建設し、それらの財産（properties）を長期リースの形で販売するというものであった。Cは、Pの指示に従ってリースを譲与することとなり、Pはその売上高を受領した上で、Cに対して当該土地に対する合意額を支払うことになっていた。開発許可は順調に取得され、当該建物も建設されたが、PからCに対し支払われるべき対価について争いが生じた。

当該対価については、契約に付された書面に記載があり、土地の総価格とつり合い価格の総額とされ、前者は三つの部分から構成されるものとされており、それらは明確であった。他方で、後者のつり合い価格についても、書面に定義されていたが、その具体的内容を定義する一見複雑ではないが解釈の余地のあった部分について、C・P間で争いが生じた。

一審のBriggs裁判官はCの主張した統語論に従った解釈を支持し、控訴院も同様の判断を示した。ただし、Lawrence Collins控訴院裁判官は、反対意見として、Pの主張した、現在の市場における想定に則った解釈を支持していた。Pが貴族院に上告。

【判旨】上告認容

≪Hoffmann貴族院裁判官≫（Hope貴族院裁判官、Rodger貴族院裁判官、Walker貴族院裁判官、Hale貴族院裁判官ら全員賛成）

「契約（またはその他の文書（instrument）もしくは発言）がそれらに従って解釈されることになる諸原則が、〔ICS貴族院判決〕で要約されたものであることは争いがない。それらの諸原則は、よく知られているため、繰り返す必要がない。問題が、当該当事者にとって入手可能（available to the parties）であったと解されるあらゆる背景的知識を有していた合理的な者であれば、当事者らが当該契約において当該文言を用いて何を意味していると理解していたか、というものであることは、一致を見ている。貴族院は、『我々は、人々が、とりわけ正式な書面において、言語の過ちを犯すということを、簡単に認めることはない』ということを強調していた……。しかし、貴族院は、一定の事案では、文脈や背景が、裁判所を『当該文言に何か誤りがあった』という結論に駆り立てることがある、と述べていた。そのような場合には、法は、裁判所に、合理的な者であれば当事者らがそのような意思を有しているとは考えなかったであろうという意

思を、当該当事者らに帰せしめうるということを、要求するものではない。」（para 14.）

判旨を見れば、本判決が、判旨中に引用されているICS事件貴族院判決で示された契約解釈の諸原則の中から、契約解釈において、契約書面中の文言から離れることが許される場合とその条件を導こうとしていることが見て取れる。このように、「Chartbrook事件貴族院判決は、ICS事件貴族院判決の第五の原則の特定の性格を強調するもの[4]」であった。そして、この第五の原則[5]は、「革命的（revolutionary[6]）」であったとされる。なぜなら、同原則が「裁判所は、書面において記されていることと異なる合意を認定しようとして、書面で用いられている文言から離れてはならないという従前の理解を覆したから[7]」であった。従前の理解では、裁判所がなすべきことは、当事者が当該文言により意味していたことの探求ではなく、当事者が用いた文言が何を意味するかということの探求であった[8]。これに対して、第五の原則は、文脈や背景から、用いられている文言の誤りを認め、「書面において、あるいは、書面によって明確にされていなかった当事者の意思を当該書面の意味に代替させ[9]」て契約内容を解釈することを肯定していたのである[10]。Charbrook事件貴族院判決は、以前の貴族院判決で示された、この原則の意義をより鮮明に示したのである。

（２）文言主義への回帰

（１）のように、ICS事件貴族院判決に続き、Chartbrook事件貴族院判決が、従前の契約法における契約解釈の原則を覆すような契約解釈原則を示し、これらの先例により、イギリス契約法の中で、契約書の文言を離れて契約解釈を行う判例や法理の展開に期待が寄せられた[11]。しかしながら、次の〔判決⑫〕により、その展開は

(4) Richard Buxton, "'Construction" And Rectification After Chartbrook' (2010) 69 CLJ 253, at p. 255.

(5) ここでICS事件貴族院判決の意義を詳解する余裕はないが、Hoffmann貴族院の第五原則とは、「文言は、それらの自然かつ通常の意味を付与されなければならないという『準則』は、我々が、とりわけ正式な書類の中で、人々が言語的な過ちを犯しているということを簡単には認めないというコモン・センス的な理解を反映している。他方で、にもかかわらず、もし、ある者が、当該背景的事情（the background）から、当該文言に関して何らかの間違いがあったと結論するのならば、法は、裁判官らに当事者らが明らかに有しているはずがなかったという意思を当事者らに帰することを求めるものではない。」というものであった（[1998] 1 W.L.R. 896, at 913（D）.）

(6) R. Buxton, n. 4 above, at p. 256.

(7) R. Buxton, n. 4 above, at p. 256.

(8) See also. R. Buxton, n. 4 above, at p. 256.

(9) R. Buxton, n. 4 above, at p. 256.

(10) 前注２・山口論文・71頁以降も参照。

(11) Richard Calnan, *Principles of Contractual Interpretation*（OUP, 2013), at para pr.27 below.

暗転する。[12]

〔判決⑫〕Arnold v Britton［2015］UKSC 36

【事実の概要】

Ａレジャー・パークには、91棟の別荘があるところ、賃貸人Ｘは、賃借人Ｙらに、25棟を定期不動産貸借契約書に基づき不動産貸借契約をしていた。当該契約には、捺印証書による約款（covenant）が用いられ、不動産貸借に関しＸがＹらに提供するサービス（通路の補修等）の料金（賃料ではない）に関する条項として、３条２項が設けられていた。当該条項の解釈をめぐってＸとＹらとの間の理解が異なり、争いが生じた。高等法院は、Ｘの請求を認容し、控訴院もＹらの上訴を棄却した。

Ｙらが貴族院に上訴。Ｘの主張は、当該条項に規定される当該料金は、当初は固定の年間料金として90ポンドを規定しているが、数年経過後はサービス料金が毎年複利の形で10パーセントずつ上昇する旨規定するものであると主張した。これに対して、Ｙらは、Ｘのそのような、どんどんと馬鹿々々しいほど高くなる年間料金をもたらす条項の解釈が、あり得るわけがないと主張した。Ｙらは、正しく解釈されるならば、25のリース契約における各サービス料金の条項は、賃借人が賃貸人の各サービスを提供するのにかかる費用に公正に見合うだけの金額を支払うことを要請するものであり、一定の上限を定めたものであると主張した。

最高裁では、各貸借契約に含まれる３条２項のＸの解釈が正しいかどうかが争われた。

【判旨】上訴棄却

≪Neuberger最高裁裁判官〔長官〕≫（Sumption最高裁裁判官とHodge最高裁裁判官が賛成）

（ｉ）「過去45年間にわたり、貴族院と最高裁は、契約の解釈（interpretation, or construction）に対して採用されるべき正しいアプローチにつき、……Rainy Sky SA v Kookimin Bank [2011] UKSC 50……などの数々の判決で議論してきた。」（para. 14）

「裁判所は、書面契約を解釈する際に、『当事者に入手可能な背景的知識の全てを有している合理的な人間であれば、当事者らが当該契約において用いられている語句が何を意味するように用いていると理解したであろうか』ということを念頭に、当事者の意思を確認することに関心がある」。

上記引用部分は、〔判決⑪〕Chartbrook事件貴族院判決の「第14パラグラフにおけるHoffmann貴族

(12) Richard Calnan, n.11 above, at paras pr. 35 and 42（see also its preface.）; G. MacMeel *McMeel on The Construction of Contracts*（3rded.）（OUP, 2017）at paras 1. 37 and 1. 38（See also its forword.）. また、次の〔判決⑫〕については、前注２・杉浦論文（2018）50頁以下で詳細に紹介されている。

院裁判官の判示からの引用である。そして、裁判所は、その作業を、当事者らの作成した書面や、事実的かつ商業的な文脈における、重要な（relevant）語句……の意味に焦点を当てることによって行うのである。その意味は、以下の観点から検討されなければならない。すなわち、（ｉ）当該条項の自然かつ通常の意味、（ii）当該リースのその他の関連のある（relevant）諸契約規定、（iii）当該条項と当該リースの全体的な目的、（iv）当該書面が作成された当時において当事者が知っていた、あるいは想定していた事実と状況（circumstances）、そして、（ｖ）商業的なコモン・センス（commercial common sense）であるが、（vi）どちらかの当事者の意思についての主観的な証拠は考慮に入れてはならない。」これに関しては、諸先例（４つの貴族院判決または最高裁判決）を参照のこと。（para. 15）

（ii）「現在の目的のために、７つの点を強調することが大切であると考える」。（para. 16）

「第一に、一定の事案においては、商業的なコモン・センスと周囲の状況への依拠（具体的には、〔判決⑪〕Chartbrook事件貴族院判決第16ないし26パラグラフにおけるもの）は、解釈されるべき条項の文言の重要性を過小評価するために持ち出されてはならない。条項を解釈する作業は、合理的な読み手の目から見て当事者が何を意味していたかを確認することを含んでいる。そして、おそらく、非常に例外的な事案を除き、当該意味は当該条項の文言から集められることが最も確たることなのである。商業的コモン・センスと周囲の状況とは違って、当事者らは、契約で当事者らが用いる文言をコントロールすることができる。そして、やはり、おそらく非常に例外的な場合を除いて、当事者らは当該条項の文言を合意した際に、当該条項によって規律される事柄についてそれに向けた注意を払っていたに違いないのである。」（para. 17）

（iii）「第二に、解釈されることになる中心的に重要な文言を検討する際には、私は、それらの文言がより明確でない場合に、言い換えると、その作成が不出来である程度に応じて、裁判所は文言の自然な意味から離れる準備が適切にできるということを、認める。その自然の意味が明確であればあるほど、それから離れることを正当化するのが困難になっていくのは、理に適った見解のシンプルな理解である。しかしながら、そのことは、裁判所が、自然な意味から離れることを容易にするために、十分に整えられていない部分を、生み出そうとするのは勿論のこと、見つけ出す作業に乗り出すことを正当化するものではない。書面の起案に一定の誤りがある場合、大体それは、裁判所が解決しなければならない解釈の問題には何らの重要性を有していないのである。」（para. 18）

（iv）「第三の点は、商業的コモン・センスは、回顧的に（retrospectively）持ち出されてはならない、ということである。もし語句の自然な意味に従って解釈すると、契約上の取り決めが、当事

者の一方にとって、上手くいかない、さらに言えば、災難のようなものになるという事実だけで、語句の自然な意味から離れることを、根拠づけるものにはならない。商業的なコモン・センスは、当事者によって、言い換えると、あたかも当該契約が締結された日において、当該当事者の立場に立った合理的な人たちによって、どのように事柄が理解されただろうか、あるいは、されえたであろうか、という趣旨でのみ重要なのである。」先例における判示は、「その重要な点を念頭に入れた上で、読解され適用されなければならない」。（para. 19）

（ｖ）「第四に、商業的コモン・センスは、契約を解釈する際に考慮すべき非常に重要な要素である一方で、裁判所は、ある規定が一方当事者にとって合意したとするにはあまり賢いとはいえない条項であると思われるというだけで、当該条項の自然な意味を正しいものとすることを拒否するのには相当な吟味を必要とする……。契約解釈の目的は、当事者が何を合意していたのかを確認することであって、裁判所が当事者は何を合意すべきであったと考えるかを確認することではない。経験上のこととして、……人々が不適切な形で助言を受けた取り決めを締結することが、決して知られていないわけではない。また、合意を解釈する際、当事者の愚かさや適切でなかった助言の結果から当事者を解放することは、裁判所の機能ではない。したがって、契約を解釈する際、裁判官は、浅はかな当事者に助力したり抜け目のない当事者を罰したりしようと契約を書き直すことを避けなければならない。」（para. 20）

（vi）「第五の点は、当事者に知られていた事実に関するものである。契約条項を解釈する際、契約が締結された当時存在し、かつ、両当事者が知っていた、または、両当事者が合理的に入手可能であった、事実あるいは事情（circumstances）のみを考慮に入れることができる。契約が、両当事者を含む、双務的なもの、つまり互恵的に義務を課す取り決めであることを前提にすると、契約条項を解釈する際に、当事者の一方のみに知られている事実あるいは事情を考慮に入れることは、正しいことになり得ない。」（para .21）

（vii）「第六に、当事者の契約の文言から判断して、当事者が明らかに意図していなかった、あるいは考えていなかった出来事が、後に起こる場合がある。そのような場合には、当事者らが何を意図していたのかが明らかであれば、裁判所は当該意思に効力を付与する。」（para.22）

この最高裁判決は、〔判決⑪〕Chartbrook事件貴族院判決を引用してその趣旨を明確にする構えを取っているものの、実際には、同貴族院判決が強調していた契約書面の文言から離れて契約解釈を行う余地を実質的に否定し、従前の契約法上の契

約解釈についての理解へと回帰するものとなっている。[13] 具体的には、Neuberger最高裁裁判官は、（ｉ）でChartbrook事件貴族院判決の先例部分を確認して書面契約の契約解釈の際に考慮すべき点を挙げる。しかし、その後、その注釈として、（ⅱ）で商業的なコモン・センスと周囲の状況への依拠よりも契約書面の文言それ自体に注目すべきこと、（ⅲ）で書面の文言の不明確性の余地は認めるものの、それが認められることですぐに契約書面の文言を離れた契約解釈が許されるわけではないこと、（ⅳ）で商業的なコモン・センスは回顧的に用いられてはならず、契約締結時において「当該当事者の立場に立った合理的な人たちによってどのように事柄が理解された」かという観点から用いられるに過ぎないこと、（ｖ）で商業的コモン・センスが文言の自然な意味に対して劣位におかれることとたとえ契約内容が不合理なものであったとしても、裁判所がなすべきことは「当事者が何を合意していたのかを確認すること」であって、合意すべきであったことを示すことではないということ、（ⅵ）で契約解釈において勘案されるべき素材の限定性を示したのである。

以上の注釈に従えば、先のChartbrook事件貴族院判決で期待が寄せられた契約解釈における文言からの逸脱の余地は、契約解釈の目的や基準時、そこで勘案すべき事柄や事柄の中での優劣の観点から、実質的には相当に狭められることになり、学説や実務に大きな衝撃を与えたのである。[14]

３　労働関係のコモン・センス？

労働法の分野では、労働者の契約における当事者間の交渉力格差を前提とすると、〔判決⑫〕で示された契約書の文言に忠実な契約解釈手法よりは、むしろ、〔判決⑪〕で示された契約書の文言を離れる余地を認める契約解釈手法の方が、好ましいように思われる。

しかしながら、〔判決⑫〕において示された契約解釈手法が、近時、賃金からの権限付与の認められない控除を受けない権利の申立てをうける審判所や、上級審である控訴院で議論されることになる。最近の判例展開であるため、扱う判例の限定性は否めないが、以下、それらを素材として現在における議論状況と契約解釈の目

(13)　前注２・杉浦論文（2018）・52頁以下、前注２・山口論文77頁以下も参照。
(14)　Richard Calnan, n. 11 above, at paras pr. 35 and 42; G. MacMeel n. 12 above, at paras 1. 37 and 1.38. また、前注２・杉浦論文（2018）・52頁以下も参照。

的と限界を確認したい。

（１）商業的コモン・センスの内包

〔判決⑬〕Weatherilt v Cathay Pacific Airways Ltd［2017］ICR 985（EAT）

【事実の概要】

〔判決⑨〕【事実の概要】（前号）を参照。

本件では、権限付与の認められない控除があったかを判断する必要な前提として、いかなる理由に基づくものであれ適切に支払われるべき賃金額に関する争点を処理することが雇用審判所に求められると考えられた。そして、そうした争点に契約解釈に関する争点が含まれるものと考えられ、その局面での契約解釈のあり方が問題となった。

【判旨】上訴棄却

≪David Richardson雇用裁判官≫

「2008年服務条件を解釈するにあたり適用されるべき諸原則は、最も近年に、Rainy Sky SA v Kookmin Bank[2011] 1 WLR 2900の第14ないし30パラグラフ（Clarke最高裁裁判官）と〔判決⑫〕Arnold v Britton［2015］AC 1619の第14ないし23パラグラフで要約された判例の流れの中に見出される。これらの叙述は常に満遍なく繰り返し注意を払われるべきであるが、本件の判断のためには、〔以下の〕〔判決⑫〕Neuberger最高裁裁判官の判示の第15パラグラフを示すことで、十分である。

『15. 〔判決⑪〕Chartbrook Ltd v Perimmon Homes Ltd［2009］AC 1001の第14パラグラフにおけるHoffmann貴族院裁判官によれば、書面契約を解釈する際、裁判所は、「当該当事者に入手可能な背景的知識の全てを有している合理的な人間であれば、当事者らが当該契約において用いられている語句が何を意味するように用いられていると理解しただろうか」ということを検討し、当事者の意思を確認することに関心がある。そして、裁判所は、その作業を、当事者らの作成した書面や、事実的かつ商業的な文脈における、……重要な語句の意味に焦点を当てることによって、行うのである。その意味は、以下の観点から検討されなければならない。第一に、当該条項の自然かつ通常の意味、第二に、当該リースのその他の関連のある条項、第三に当該条項と当該リースの全体的な目的、第四に当該書面が作成された当時において当事者が知っていた、あるいは想定していた事実と状況、第五に、商業的なコモン・センスであるが、第六に、各当事者の意思についての主観的な証拠は無視すること、である‥‥‥。』」（para. 50）

「商業的なコモン・センスは、雇用を統括する服務条件に関する文脈では、勿論、労働関係のコモン・センス（the common sense of employment relations）を含むものである。この点については、Cabinet

Office v Beavan事件雇用控訴審判所の第17パラグラフのSingh裁判官の判示を参照。」（para. 51）

〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決について確認したように、同判決が示した契約解釈作業についての肝は、本判決が引用した部分の後から始まる。ところが、本判決は、その肝心の部分については触れず、商業的なコモン・センスが、本件における文脈では「労働関係のコモン・センス」を含むとして、その観点を契約解釈に組み込もうとしている。引用されるCabinet Office v Beavan UKEAT/0262/13/BAは、2013年に出されたものであり[15]、Arnold事件最高裁判決以前の判決である。本判決の判示は、雇用審判所における労働分野の特性に応じた契約解釈に腐心するものといえようが、苦しいところがあるように思われた。

（２）　契約解釈の目的と手法

〔判決⑬〕の後、次の〔判決⑭〕雇用控訴審判所判決において、先に見た一般契約法における契約解釈法理の展開がより全面的に議論されることになる。そして、〔判決⑭〕について、雇用控訴審判所の上級審である控訴院において、さらに判断が示されることになる（〔判決⑮〕）。一般契約法における契約解釈の判例法理の展開は、本稿が注目する労働法分野における問題局面で、結局、どのような影響をもたらすといえるのか、以下、見ていく。

〔判決⑭〕Tyne and Wear Passenger Transport Executive t/a Nexus v Anderson UKEAT/0151/16/BA（EAT）

【事実の概要】

Ａ労働組合の組合員であるＸらは、地下鉄を運営するＹにメンテナンス作業員として雇用されていた。Ｙの支払制度の下で、Ｘらには、基本給に加え、成果ボーナス、シフト手当、残業手当、追加手当等が支払われていた。

Ｙが、諸手当の一部を「基本給」に統合することにし、ＹとＡとの間で、当該新賃金制度における基準について交渉がなされた。Ａの組合員らは、Ｙからの正式な書面による申入れの内容を確認

(15)　同判決で、Singh雇用裁判官は、「我々は、……商業的な文脈において事業のコモン・センスが考慮されなければならないように、我々の前に居る当事者は、雇用関係の文脈にあるのであって、労使（industrial）のコモン・センスとして表現されるものを考慮しなければならない、ということを加えるのみである」としていた（para. 17）。

し、これを受け入れれば、手当の上昇が見込まれると考えた。そこで、組合員らは申入れを受け入れることを望み、ＡはＹの申入れを了承した（2012年労働協約の締結）。新賃金制度施行後約一年以上経てから、Ｘらはシフト手当てが、統合された基本給に従って算出されておらず、上記労働協約に反すると考えた。

そこで、Ｘらが、ＹがＸらの賃金から権限付与の認められない控除をしている旨雇用審判所に申し立て、Hunter雇用裁判官は申立てを認容した。そこで、Ｙが雇用控訴審判所に上訴したのが本件である。雇用審判所に続き本審でも、Ｘらの契約内容の確認として、上記の通り書面で提示された2012年労働協約の解釈が問題となった。

なお、ここでは、Ⅳで述べた賃金からの違法な控除を受けない権利の申立てに対する判断構造の二段階についての区別が意識されていたのかは明らかではない。

【判旨】上訴棄却

≪Hand雇用裁判官≫

本件における問題の「前提として、先例によって確立された諸原則を示す必要がある。」（para. 84）

「〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決において、彼の判断の第14パラグラフで、Neuberger最高裁裁判官は、以下の通り述べた。

『過去45年間にわたり、貴族院と最高裁は、契約の解釈（interpretation, or construction）に対して採用されるべき正しいアプローチにつき、……Rainy Sky SA v Kookimin Bank [2011] UKSC 50……などの数々の判決で、議論してきた。』」。（para.85.）

「同最高裁裁判官は、次に、従前からの法の帰結として理解される内容について判示した。」（para.86.）。

「〔そこで判示された部分〕での『不動産貸借』の言葉に代えて、『契約』という言葉をあてはめることができる。」（para. 86.）

最高裁判決間に強調点の違いはあるが、最高裁が同じことを述べていることは今や明らかであり、このことは、Wood v Capita Insurance Services Ltd［2017］2 WLR 1095（以下、「Wood事件最高裁判決」。）における、Hodge最高裁裁判官の意見を見ればわかるし、また、彼によってさらに説明されている。（para.87）

「商業的もしくは準商業的な文脈における書面あるいは部分的な書面契約の合意の解釈について」の同最高裁裁判官の判示を引用する必要があるため、「私は、〔Wood事件最高裁判決〕におけるパ

ラグラフをそのままに引用したいと思う。

『10.　裁判所の任務は、当事者が彼らの合意を表現するのに選んだ語句の客観的な意味を確かめることである。……裁判所は契約を全体的に検討し、そして、当該契約の作成の性格、形式、そして質を踏まえながら、当該客観的な意味について裁判所の見解に達するのに、より広い文脈の諸要素にそれぞれの重みを付与しなければならない、ということも長く認められてきた。……ICS事件貴族院判決……という有名な彼の判決において、Hoffmann貴族院裁判官は、契約解釈の諸原則を再定式化した。その際、人々の中には、彼の第二原則が、契約の時点における当事者に入手可能な関連する事実的全背景の検討を認めるもので、過去から離れる合図を送るもののように理解した者もいたであろう。しかし、Bingham裁判官は』、ある論文において、『裁判所それ自体が、契約当事者の靴を履くものであるという考え方が、連綿と続く系譜を有している、ということを説得的に示した。』

『11.〔最高裁判決に示されているところによれば〕、……契約解釈は、一元的な作業（unitary exercise）である。すなわち、対立する意味が存在するとき、裁判所は、どちらの解釈がより事業的（business）コモン・センスに合致するかという点についての見解に達することにより、対立する解釈の各意義に重さを与えることができる。しかし、当該文言によりもたらされるものと競争関係にある解釈の意味するところとの間でバランスを取る際に、裁判所は当該条項の作成における質を考慮しなければならない。……そして、当事者が、後から考えれば、彼の利益には適わないような事柄に合意することもありうるという可能性を常に意識しておかなければならない（〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決等……）。同様に、裁判所は、ある条項が交渉の結果としての妥協のものでありうる可能性や、交渉人がより正確な条項を用いる余地があったのにそうできなかったという可能性を、見失ってはならないのである。

12.　この一元的な作業は、提示された解釈を契約条項と照らし合わせ、そして、その商業的な帰結を検討することによる反復のプロセスを含むものである……。私には、いったんある者が争われている文言と当該契約の文脈をもたらす当該契約の重要な部分を検討したのなら、さらに詳細にわたる分析が、事実的背景や対立する解釈の意義、あるいは、当該契約における関連の文言についての詳細な検討が開始されたかどうかは、裁判所がそれぞれに付された意味のバランスを取っている限り、重要ではない、と思われる。

13.　文言主義と背景主義とは、契約解釈のフィールドでの排他的な支配のための戦いにおける相対立するパラダイムではない。むしろ、弁護士や裁判官は、どのような契約を解釈する際にも、当事者らが彼らの合意を表現するために選んだ文言の客観的な意味を確認するツールとして、それら

を用いている。各ツールがどの程度裁判所の解釈の任務を助けるかは、当該特定の合意又は諸合意の事情に応じて異なってくるであろう。合意の中には、その洗練性や複雑性からとか、あるいは、当該契約が交渉を経て技術を持った専門家の助力を経て準備されたものであるからとかいった理由で、主として文言に従った分析によって解釈するのが妥当であるものもある。また、形式性が十分でなかったり、簡潔に過ぎたり、あるいは、技術を備えた専門家の助力を欠いたりしたために、契約の正しい解釈が、相当に事実のマトリックスを強調して達成される場合もあるであろう。しかし、複雑かつ正式な契約について交渉する者は、しばしば、論理的かつ一貫した文書にたどり着かないことがあるのである。例えば、これは、当事者の目的が対立するものであったためであったり、コミュニケーションの失敗であったり、作成のやり方が異なっていたり、あるいは、当事者に合意に達成するために妥協を求めるような締切りのためであったり、ということが考えられる。したがって、しばしば、詳細に専門家が作成した契約においても、明確性を欠く条項が出てきて、そうした条項を解釈する弁護士や裁判官は、事実のマトリックスや同じタイプの契約に見られる同様の条項の目的を勘案することに、特に助けられるのである。この反復のプロセスは、……弁護士や裁判官が争いのある条項の客観的な意味を確認するのを助けるのである。』」（para. 88）

「『15.　契約の解釈についてのコモン・ローの近年の展開は、変化というよりは継続的なものである。商業的な事柄における法体系の選択としてのイギリス法の魅力の一つは、とりわけ契約解釈における、その安定性と継続性である。』」（para. 88）

「したがって、法はそれほど変化していないのである。」（para. 89）

賃金からの控除についての申立てに関して判断した本判決は、（１）でみたように問題となってきていた〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決の判旨が契約一般に当てはまることを確認した上で、さらに、Wood事件最高裁判決のHodge最高裁裁判官の判旨を長く引用している。

注目される点はいくつもあるが、中でも、本稿の文脈では、「商業的コモン・センス」の意義を労働法分野においてどのように理解するかという観点から、文言主義と背景主義[16]に関する件が注目される（Hodge最高裁判官の判旨の13パラグラフ以下。）。たしかに、その判示部分は、〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決が強調してい

(16)　イギリスでは、すでに、一般的な教科書においても、「文言主義」（契約に用いられている文言に従って字義通りの解釈をするアプローチ）と「背景主義」（契約は常に文脈に照らして解釈されるべきであるとする契約解釈のアプローチ）とが対比されつつ、契約解釈の営みが論じられる

たように、契約解釈の帰結が、あるいは、契約書の作成が、あまり状態の良いものと思われない場合があること（つまり、書面をそのまま受けとめるべきこと）を指摘するためのもののようにも見える。しかし、他方で、本判決の引用するWood事件のHodge最高裁裁判官は、「しばしば、専門家が詳細に作成した契約においても、明確性を欠く条項がでてきて、そうした条項を解釈する弁護士や裁判官は、事実のマトリックスや同じタイプの契約に見られる同様の条項の目的を勘案することに、特に助けられる」としており、入念に用意された契約書における明示条項の客観的な解釈であっても、事実のマトリックス等を用いる余地を示している。

本稿では一般契約法の分野における契約解釈法理の展開の詳細な検討をする余裕はないが[17]、実のところ、〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決以降も、同判決等を前提としつつも、控訴院や最高裁で、契約解釈において背景主義的な考慮が引き続きなされていることが指摘されている[18]。また、本判決で引用されているWood事件最高裁判決を受けて、実務家には、「鍵となるのは、様々な要素間でバランスを図ることである。Hodge最高裁裁判官は、法の専門家や裁判所が関連の条項の客観的な意味を確認するために利用できる道具として、文言主義と背景主義に言及している。重要なことに、同裁判官は、二つの主義のバランスを取る際には、裁判所が各主義により与えられる諸要素（indicators）のバランスを取っている限りは、裁判所等が用いているのがきっちりとどちらであるかは問題ではない、ということを明らかにしている。これは、Arnold事件最高裁判決等……からは明らかでなかったメッセージである[19]」と受け止めるものもある。つまり、Arnold事件最高裁判決も含め、裁判所は、文言主義一辺倒に契約解釈を行っているわけではない。

本雇用控訴審判所判決は、以上の一定の背景主義的な契約解釈のあり方を許容する契約解釈法理の判例展開を辿った結果、「法はそれほど変化していない」としたのである。もちろん、本雇用控訴審判所は、労働法分野における強行法規の適用の場面で機能する契約解釈についての法が、「それほど変化していない」としている。

（J. Beaston, A. Burrows, and J. Cartwrigt, *Anson's Law of Contract*（30th ed.）（OUP, 2016）, at p. 179. See also, G. McMeel, *McMeel on The Construction of Contracts*（3rd ed.）（OUP, 2017）, at para. 1. 37.）。

(17)　この点については、前注２・杉浦論文や前注２・山口論文を参照。

(18)　Gerard McMeel, 'Foucault's Pedulum: Text, Context and Good Faith in Contract Law',（2017）70 CLP 365, at p. 382 below.

(19)　Nikki Edwards, 'Some Clarity on Contracts',（2017）167 NLJ 7759.

そうすると、契約解釈における労働関係のコモン・センスの勘案は、結局可能なのか。本件の文脈では、「否定されてはいない」というのが、雇用控訴審判所の述べるところであろう。

（３）控訴院による肯定

控訴院に、〔判決⑭〕につき上訴がなされた。控訴院も雇用審判所の判断を肯定した。

〔判決⑮〕Agarwal v Cardiff University & Anor［2018］EWCA Civ 2084（CA）

【事実の概要】

本件は、〔判決⑧〕（前号参照）と〔判決⑭〕に対する上訴を控訴院で一緒に取り扱ったのものである。控訴院は、それらの上訴が、1996年雇用権法第二部に基づく権限付与の認められない賃金控除に関する申立ての文脈で、雇用契約の解釈をめぐる争いを処理する雇用審判所の管轄という同一の問題を提起するものであったため、一緒に取り扱った。

以下取り上げるのは、〔判決⑭〕に対する上訴に関する部分である。同事件では、会社Ｙ側弁護士は、労働者Ｘらが主張する契約書面（使用者が労働組合に提示した労働協約の中身となった書面）の文言に忠実な解釈が認められると、賃金上昇が生じてしまうことになり、明らかに理に適っていない（Ｙの方からそのような申出を組合に対してするはずがない）、そうした契約解釈は、「商業的コモン・センス」に反する、と主張していた。

【判旨】

≪Underhill控訴院裁判官〔控訴院民事部副長官〕≫（他の二人の控訴院裁判官も賛成。）

「契約解釈という基本的な問題が、本裁判所自体に判断が求められる問題である。それについては、〔会社である〕Ｙ側弁護士の主張は以下の通りである。すなわち、申立人Ｘの契約解釈は正しいものではありえなかったというものであり、その理由は、その解釈では、当該合意が明らかに費用中立的（cost-neutral）ではなくなってしまったからというものである。」（para. 54.）

「出発点は、合意〔協約〕の申入れのための文言自体でなければならない。」問題となっている文書の文言は明快である。（para. 55.）

「しかしながら、契約書面は全体として読まれなければならないというのが決まりきった法である。」（para. 56）

この点に関して、Ｙ側弁護士は、基本的に、申入れに関する二つの点に依拠し、また、「『商業的

コモン・センス』に訴えた。私は、これらの点を順番に取り上げる。」（para.57.）

（中略）

「商業的コモン・センスについて」

「契約の解釈における『商業的コモン・センス』の意義の程度と性格については、……多くは近年のものであるが、相当数の先例において議論されてきたところである。私は、私がここでそれらの先例を回顧するのは有意義な作業ではないと考える。もしそれ以前は明らかでなかったとしたら、〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決以降、以下の点が明らかであるということをいえば、それで十分である。すなわち、特定の解釈が生じさせうる潜在的な帰結につき認められる商業的な有意義さは、当然、当該解釈と別の解釈のどちらかを選択する際に重要となる考慮点ではあるが、他方で、その有意義さ自体は、問題の当事者がその意義を理解していたならば、当該当事者がそれに合意していなかったであろうと評価するのみでは、当該特定の解釈を否定することを正当化しえないのである。」（para. 69.）

「私の判断では、Ｙの申入れの文言は……十分に明快であった。」「私は、その帰結がＹにとって高くつくものであることを理解するし、私は勿論次のように思うのであるが、その帰結はＹが意図していたことに対応するものではないということを理解している。……当該取引は、Ｙの観点からすれば、事業的コモン・センス（business common sense）に反するものであった。しかし、そのことは、……Ｙが分の悪い取引（a bad bargain）をした場合であったということを意味するに過ぎない。」（para.70.）

（ｉ）一般契約法における判例展開の受容

本判決は、権限付与の認められない賃金からの控除に関する申立てについての文脈で、〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決以降の契約解釈に関する判例法理の流れを、何ら問題とすることなく前提とし、受け入れている。そして、本判決は、同文脈で、契約解釈が問題となっていたことから、意識的に、他の事案の控訴院に対する上訴と一緒に取り扱うとした上で、契約解釈についての判断を示した。したがって、本判決は、この文脈での契約解釈の位置づけやあり方の基準となっていくと解され[20]、また、同文脈における契約解釈の位置づけやあり方もコモン・ローにおける契約法

[20] Nigel Mackay & Annie Powell, *Employment Law and The Gig Economy*（Law Brief Publishing, 2018), at p. 109; Ian Smith, Aron Baker and Owen Warnock, *Smith & Wood's Employment Law*（14th ed.）（OUP, 2019), at p. 135（footnote 459).

の展開に一定程度影響を受けつつ展開していくことになろう。

（ⅱ）労働法の分野における契約書面の意義

もっとも、本件では、労働者側ではなく使用者側が契約書の文言から離れて契約解釈すべきことを主張していた。そのため、控訴院で問題となったのは、「商業的コモン・センス」であった。興味深いことに、〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決以降、契約解釈という作業が当事者の合意の内容を明らかにする作業であることが確認されてきたところ、その考えを基底とした契約書面の文言に忠実である契約解釈が、本件では、労働者側における契約に対する期待を尊重し、実現することの法的根拠となっている。このように、労働法の分野においても、契約書面の意義は一概に否定できないと解される。

（ⅲ）労働関係のコモン・センスの行方

他方で、この文脈における契約解釈のあり方の今後の展開を考えると、気になるのが、これまでの判決で現れていた、労働関係のコモン・センスの位置づけや機能である。本件では、上述の通り、書面の文言から離れて契約解釈をすべきことを主張していたのが使用者側であったので、審判所等は、労働関係のコモン・センスを持ち出して契約解釈法理について注釈する必要性を感じることはなかったであろう。しかし、事案によっては、労働者側が、自らの権利義務の内容を契約書の文言から離れて認定されることを望み、契約解釈のあり方を問題とすることも考えられよう。[21] そのような場合の契約解釈についての、労働関係におけるコモン・センスの展開については、今後の判例の展開が俟たれる。

４　小括

（１）一般契約法における法理の展開と受容

１・２で見たように、イギリスでは、賃金からの権限付与の認められない控除を受けない権利に基づく申立ての判断にあたって、契約解釈が必要となることが判例上明確に認められ（Ⅳを参照）、さらに、一般契約法のレベルでの契約解釈法理

[21]　実際、前注20書（2018）は、ギグエコノミーを介して労務を提供する者に焦点を絞り、雇用法の要点をまとめたものであるが、同書でも、「ギグエコノミー労働者（gig economy workers）」について様々な形態でなされ得る賃金からの控除の問題について、一章が割かれている（第９章）。今後、こうした使用者と労働者との間の契約書面の解釈が紛争において中心的な問題となってくる可能性は十分存在すると思われる。

の展開が、使用者と労働者の間の契約解釈手法のあり方にも浸透し（あるいは再確認され）つつある。たしかに、そもそも一般契約法のレベルでの契約解釈法理の展開・内容が十分に確立しているとは言えない段階であるため、それらの労働分野における契約解釈法理への影響がいかなるものとなるかは断定しがたい。現段階では、一般契約法のレベルでは、契約解釈をめぐる文言主義と背景主義の対立というよりは、両主義が合わさって具体的に帰結する契約解釈作業のダイナミズムが展開しているということは確かである。〔判決⑭〕控訴審判所判決でHand雇用裁判官も「法はそれほど変化していない」としていた。以上より、本稿が考察対象とする権限付与の認められない賃金控除を受けない権利の申立の文脈でも、文言主義と背景主義をめぐるダイナミズムの中で、契約書の文言以外の諸要素を加味して契約内容を解釈する余地や法理の展開が考えられる。

（２）契約解釈の目的と限界

ところで、本稿の文脈とは異なるが、2011年に出された有名なイギリスの最高裁判決[22]は、労働者の契約に関して、当事者間の交渉力格差を前提とした契約解釈手法を提示している[23]。当該最高裁判決の射程は、基本的には契約の成立と性質決定の場面に限定されていると考えられるが、そのように労働法分野における契約解釈に工夫の余地がありうることを考えると、（１）で述べたように、労働関係のコモン・センスを組み入れた契約解釈法理の展開への期待は否定されないと解される[24]。

ただ、それでも、一般契約法において展開してきた契約解釈法理における契約解釈作業の理解、すなわち、「契約解釈の目的は、当事者が何を合意していたのかを確認することであって、裁判所が当事者は何を合意すべきであったと考えるかを確認することではない」（〔判決⑫〕Arnold事件最高裁判決）との理解は、イギリス法における契約解釈の目的を理解する上で十分踏まえられるべき点である。上記2011年の最高裁判決も、当該事案の文脈で契約解釈のあり方が問題になっていたところ、「裁判所あるいは審判所のなすべきことは、依然として、何が合意されたのかを確かめること」である旨確認している[25]。このように、イギリス法あるいはイギ

(22) Autoclenz v Belcher [2011] UKSC 41.
(23) 詳細については、新屋敷恵美子『労働契約成立の法構造』（信山社、2016）226頁以下を参照。
(24) たとえば、2018年11月26日に出されたMr Robert S Campbell v British Airways Plc. UKEATS/0015/17/JW（雇用控訴審判所判決）でも、Arnold事件最高裁判決の意義が議論されている。
(25) Autoclenz v Belcher [2011] UKSC 41, at para. 32.

リス労働法においては、契約解釈は、あくまで、合意されたことを確かめるためになされるものであって、それを超えて司法があるべき（と考える）契約内容を設定するための空間ではない。したがって、契約解釈の局面で、控除の内容の規制に踏み込むこむには、避けがたい一定の限界があると解される[26]。同国においては、1896年法のような賃金控除の合理性等の契約内容に対する規制は、基本的には当時においてなされたように、やはり立法によりなされるべきであり、合意や契約解釈に期待すべきものではない。

Ⅵ　考察のまとめと日本法への示唆

１　考察のまとめ

（１）原則としての禁止と形式性の充足による部分的解除

イギリスにおいては、現行法であれば、1996年雇用権法により賃金からの控除が原則禁止されている。しかし、法律によって規定される一定の形式を伴う当事者の意思ないし合意（契約条項を含む）による、禁止の部分的な解除が認められている。控除の内容自体についての規制は置かれていないものの、当該形式性は、判例の中で、当事者の意思や合意の有無の判断とは截然と区別され、厳格にその充足が求められるものとなっている。当事者意思ないし合意の真意性は、法律による禁止を部分的に解除するのに法律自身が求めた形式性を代替することはなかった。

（２）「控除」の拡大と契約上の未払金の取り込み

他方で、「控除」が法律により規定され、判例は当該規定から出発してその範囲を比較的広く理解し、契約上の未払金についても、使用者から労働者に「適切に支払われるべき賃金」の有無の判断において、検討することを認めている。そのため、様々な契約上の未払金に関する請求が、雇用審判所に賃金からの権限付与の認められない「控除」として申し立てられるようになり、これが労働者の使用者に対する金銭の請求の「標準的な方法」として機能するに至っていた。興味深いことに、制

[26]　契約解釈の内容規制としての限界については、新屋敷恵美子「イギリス労働法における『アプリ』を通じた労務提供と集団的労働関係法上の労働者概念の意義と限界：Independent Workers' Union of Great Britain（IWGB）and RooFoods Ltd. T/A Deliveroo[2018]IRLR 84の検討から」法政研究85巻２号309頁（2018）・319頁以下参照。

定法上の権利と契約法上の権利とを厳格に区別するイギリスで、契約上の重要な金銭に関する諸権利が、制定法上の権利と制度を介して実現するようになっている。

（３）契約解釈の位置づけと機能

ただその結果、雇用審判所による通常の民事裁判所の管轄侵害が懸念され、制定法上の権利の申立てを判断する上での契約解釈の位置づけと、契約解釈の具体的な機能と限界（黙示条項の推定の可否など）が議論されるようになった。控訴院判決（〔判決⑩〕）は、契約解釈を、制定法上の権利に基づく申立て（必ずしも賃金からの権限付与の認められない控除を受けない権利の申立てに限定されないニュアンスであった）を判断する上で、むしろ必然の作業として位置づけた。とはいえ、組み込まれる契約解釈が「控除」の有無の判断のためになされることになるのか、あるいは、制定法上の控除が許容される場合の要件を判断するためになされることになるのか、判然としない面があった。その点で曖昧な部分が残るが、判例は、同権利の申立てにつき行われるべき契約解釈に、契約条項の確認にとどまらず一定の黙示条項の推定も含まれると解している。

（４）当事者の合意を解釈するものとしての契約解釈

また、イギリスでは、賃金からの合意等に基づく控除を認めるのに、合意内容ないし契約内容それ自体に対する規制が、1986年賃金法の段階で取り除かれてしまった。そうすると、上記形式性の要求を除けば、当事者間の交渉力格差等により、使用者が契約自由を行使して契約書面に一方的な控除を定めることが懸念される。そして、そうした書面に記載された内容に契約内容としての法的効力が認められるか否かは、基本的には裁判官らの契約解釈に委ねられることになる。

この点に関し、近年の一般契約法における契約解釈法理の展開の中で、「契約解釈の目的は、当事者が何を合意していたのかを確認することであって、裁判所が当事者は何を合意すべきであったと考えるかを確認することではない」ことが強調され、その判例の展開は、賃金からの権限付与の認められない控除を受けない権利の申立ての判断においても浸透していた。そこでは、一般契約法における判例展開においても、必ずしも、契約解釈を文言主義一辺倒ではなく、背景主義の考え方も入れて理解されていることが確認でき、労働関係のコモン・センスを加味した契約解釈の展開も期待される。しかしながら、労働法分野で注目を集める最高裁判決でも、

契約解釈の目的が「当事者が何を合意していたのかを確認すること」である旨が、一般契約法における先例と同様に確認されている。文脈が異なっても、契約解釈は、合意内容の確認に向けられたものとして位置づけられるから、本稿の文脈においてもかつての1896年法が規定していたような、合意ないし契約の内容それ自体を規制する機能を担うものと理解することは困難である。

したがって、契約解釈の機能を、裁判官による合意ないし契約の内容規制として捉えることには自ずから限界があると解される。結局、イギリスにおいては、当事者の合意とそれを実現する法的メカニズム（契約解釈）と当事者の合意とそれを制約する法的メカニズム（制定法による一定の契約内容に対する禁止等の規制）とは、機能すべき次元を異にするものとして捉えるべきと解される。

２　日本法への示唆

１でまとめたイギリス労働法における議論の内容は、とりわけ、イギリス労働法における、独特の管轄の振り分けや、前提となっている契約法上の権利義務と制定法上の権利義務との厳格な区別の点で、イギリス法に独特のものであることは確かであろう。しかしながら、それでもなお、イギリスにおける議論と対比すると、本稿冒頭に引用した日新製鋼事件最高裁判決に見られるような法解釈あるいは契約解釈をめぐる問題が浮き彫りになる。

（１）労基法24条１項の適用における合意の位置づけの不明確性

イギリスにおける議論と対比すると、日新製鋼事件最高裁判決が、労基法24条の客観的な法の内容（規律範囲・対象）が主観的な当事者意思のあり様によって変更可能とされたことに対する疑問が強まる。

まず、イギリスの制度では、（ｉ）賃金からの控除は原則として法律により禁止されるが、当事者の合意等と共に一定の形式が整えられることにより、控除に対する禁止が部分的に解除されていた。そして、この仕組みの下で、（ii）①当該控除が、当事者の合意等契約上の根拠を得ていることと、②合意等に伴って遵守されるべき形式性の充足とが、明確に区別され、特に②について厳格な判断がなされていた。このように、（ｉ）条文上に合意等による部分解除の枠が設定された上で、（ii）①と②の判断を経て、部分解除が認められていた。

これに対して、日本でも、（ｉ）の基本的な枠組みが設定されていることは確かである。すなわち、労基法24条１項が、使用者が、原則として、労働者に、賃金を全額支払わなければならないとし、その例外として許容される場合を限定的に示す。この条文の構造からは、全額支払いが原則とされ、一定の要件を充たす控除[27]だけが例外的に法的に有効な控除として認められることになる。ただ、イギリスの制度の場合と異なって、労基法24条１項の場合に、控除が認められるのは、法律に基づくものの他は、過半数労働組合等との間での「書面による協定がある場合」であり、当事者の合意に基づく規制の解除は法律上規定されていない。

ところが、日新製鋼事件最高裁判決は、「使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含する」とした上で、「自由な意思に基づき右相殺に同意した場合」には当事者の法的関係が規制の対象となる客観的な関係の内容に「違反するものとはいえない」とする。このような自由な意思の確認を通じた控除が許容される場合の提示は、実質的に、イギリスの制度と同様に、当事者の合意に基づく控除を、法律条文の解釈として認める機能を果たしているように思われる[28]。しかし、こうした解釈が、法律条文が明示的に例外が認められる場合を示していることと、どのように整合的に理解できるのか不明といわざるを得ない[29]。また、その点もあって、最終的に「契約解釈」の名の下で、法律の禁止の解除を認めるということが、そして、そうした法律条文の解釈を行うことが、いったいいかなる司法の役割なのかと強い疑念が湧く。

もっとも、日新製鋼事件最高裁判決の判示するところは、そもそも自由な意思に基づく同意があれば、労基法24条１項の「規制の対象とはならない」ということ

(27)　わが国の全額払原則（労基法24条１項）については、「全額払原則は、裏返せば賃金からの控除を禁止することを意味する（本条１項但書後段は、労使協定がある場合等につき『賃金の一部を控除して支払うことができる』と定めている）が、その場合の『控除』は、通常、弁済履行期の到来した賃金債権につき、一部を支払わないことを意味する」とされる（東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法（上）』〔有斐閣、2003〕417頁〔野川忍〕）。

(28)　こうした日新製鋼事件最高裁判決の意義については、つとに指摘されてきた（橋本陽子「全額払いの原則と合意による相殺」労働判例百選〔第８版〕73頁（2009）や同論文に挙げられている論文、三井正信「労働法における合意原則の限界と合意の実質化（１）」広島法学37巻４号１頁（2014）・14頁以下を参照。）。

(29)　西谷敏『労働法の基礎構造』（日本評論社、2016）166頁も、「法律が明記していない場合に、法解釈によって、労働者の同意による強行法規からの逸脱を認めることは、原則として許されるべきではない」とする。また、奥田香子「労働契約における合意―合意の保護とその射程」日本労働法学会編『講座労働法の再生（２）労働契約の理論』（日本評論社、2017）25頁も、労働法における個別合意の意義を発揮させるのに、「実質化された合意となるためにこれを枠をはめるという道筋」と、「合意に委ねる領域を限界づけるという道筋」の二つが観念されるべきことを主張し、後者の道筋において、「労基法等に対する逸脱は、法が明文で規定した要件を充足しない限り違法・無効であることを確認すべき」（39-40頁）とする。

なのかもしれない。しかしながら、労基法24条１項も、例外が認められる場合に、当事者間の労働契約で控除がどのように合意されていたかについて、言及していない。言い換えると、労基法24条１項も、同条同項の適用が問題となる場合に、たとえ所定の労使協定が認められるとしても、労基法２条１項や、（現在では労契法の）合意の原則の観点から、契約当事者間で控除を法的に根拠づける控除についての合意ないし契約上の根拠が求められることは当然に前提としているはずである。そうすると、法的には、労基法24条１項の下においても、とりわけ賃金という重要な労働条件に関する控除が合意によって根拠づけられなければならないことも、また、当該合意の有無が厳格に判断されなければならないことも当然である。

つまり、たとえ全額払「原則の趣旨に含まれる」契約内容を当事者が真摯に締結したとしても、労基法24条１項により、当事者の合意とは異なる性質の一定の手続を踏まなければならない、ということを労基法24条１項は定めているのではないのか。結局、日新製鋼事件最高裁判決は、強行法規の適用対象となる契約関係の形成ないしその確認（契約解釈）と、当該法律が求める規制を解除する要件（法の趣旨）充足の判断とを、混同した上で、同条同項の適用対象となる法的状態の有無（契約〔合意〕の存在）を厳密に確認すべきである、と判示しているに過ぎないように思われる。

翻ってイギリス労働法では、判例は、控除を法的に根拠づける契約条項等の認定は勿論前提に[30]、同国の賃金控除に関する規制の部分解除を定める規定上の形式性に、「使用者において被用者が就労する条項や条件を被用者に常に知らしめておくようにする使用者の基本的な義務の確実性（stability）」の確保という意義を見出していた。また、学説においては、制定法が求める形式性は、「賃金がいつ減じられ、かつ、どの程度減じられるかについて労働者に事前に明確な情報が与えられる」という控除の「透明性（transparency）」確保に向けられたものと理解されていた。この透明性の確保は、判例においても、ときに労働者が真に望んだ控除を根拠づける合意や契約条項の効力を否定することを全く厭わずに、実現されていた。

確かに、労働者に不利益を及ぼす合意の成否や有効性の判断手法として「自由な意思」の法理を肯定することは考えられる[31]。しかし、当事者の契約内容自体に一定

(30)　本稿で紹介した判決〔判決⑤〕や〔判決⑥〕から、この点は明らかであろう。
(31)　新屋敷恵美子「合意による労働契約の変更」日本労働学会編『講座労働法の再生（２）労働契約の理論』（日本評論社、2017）109頁、前注28・三井論文〔10頁以下〕、前注29・奥田論文を参照。

の制限を強行的に課す法律条文の解釈としては、現在のようなやり方で自由な意思を問うこと自体が、そうした法規制の意義を、司法による法律または契約の解釈の中で雲散霧消させてしまい妥当とは言い難い。

（２）合意（契約）の領分と法律規制の領分

また、イギリス労働法上、制定法の適用場面において、あくまで契約法の領域の内における当事者の合意ないし契約を解釈する裁判官の役割と、制定法に定められる規制自体の解釈をする裁判官の役割とが、比較的明瞭に区別されていたことが示唆的である。具体的には、イギリスでも、制定法上の権利に基づく申立ての判断の場面で、当事者（合意）が、法の適用対象となる法的関係を創出する機能を担っていた。そして、裁判官にはそれを「確認」することを基本として契約解釈することが求められていた。他方で、裁判官らは制定法独自の原理に基づき機能するものとして制定法が定める規制（形式性）の意義を解釈により導き出していた。このように、イギリスでは、強行法規の適用の場面で、当事者の意思ないし合意とそれを実現するものとしての契約解釈、そして裁判官による制定法の解釈と規制の意義の実現が、それぞれの領分を確保しつつ、質的に異なるものとして機能している。こうした法の基本的な仕組みの明確性こそが、当事者の合意による控除の原則的禁止と、法規制の目指した控除をめぐる透明性を実現させていたのである。

ところが、日本の労働法においては、契約解釈と法律規制の解釈、言い換えると当事者の合意ないし契約（とそれを実現するものとしての契約解釈）の領分と、法律規制が合意の問題とは別個に機能すべき領分との区別が、著しく明確性を欠いているように思われる。本稿冒頭で指摘したように、わが国では、広島中央保険生協（C生協病院）事件・最一小判平26.10.23労判1100号５頁が、日新製鋼事件最高裁判決のロジックを彷彿とさせる判断[32]をするなど、強行法規の意義を当事者の意思作用が掘り崩す事態が明確な基準を欠いたまま広範にわたって生じてしまっているように思われる[33]。こうした判例法理の展開は、たしかに個別の事案における様々な要請への裁判官による配慮から編み出されたもののようにも見える[34]一方で、その実、労

(32)　富永晃一「妊娠中の軽易業務転換を契機とする降格の均等法９条３項（不利益取扱い禁止）違反該当性」季労248号173頁（2015）・179頁参照。
(33)　前注28・橋本論文73頁、前注29・奥田論文27頁以下、野田進「労働法規範における公序の失墜―デロゲーションから補足性原理へ」季労262号150頁（2018）156頁以下を参照。
(34)　水町勇一郎「労働者の同意を得てした退職金債権の相殺と賃金全額払原則――日新製鋼事件（最

働法全体としてみれば、強行法規と合意（やそれを解釈する契約解釈）が織り成す労働法の秩序の中に混乱を生じさせ看過しがたい不透明性を醸成していると思われる。特に、強行法規が強行法規としての意義を明確に認められるかさえ一義的には定まっていないような法秩序の中におかれて、労働者は、自らの権利自体の理解や権利行使に自信を持つことができない。そのため、労働者は、その行使を止め、結局、総体として、労働者の権利や使用者の義務が強行法規により立法化されたことの意義が矮小化されることが危惧される。労働法における強行法規が強行法規であることの意義は、個別の事案における各当事者の利益のバランスに解消されるべきものではなく[35]、司法はむしろその意義の実現に注力すべきである。

（３）残された課題

もっとも、本稿での考察は、イギリス労働法の中でも、賃金からの権限付与の認められない控除を受けない権利をめぐる当事者の意思ないし合意や契約解釈、制定法の機能の分析に限定され、イギリス労働法における契約法とそれに対する規制を設ける制定法との相互関係の一類型を示すに過ぎない。したがって、より多様な強行法規の適用場面の考察を通じ、法適用の局面での合意（や契約解釈）が機能すべき領分と法的規制が独自に機能すべき領分の解明がさらなる課題として意識される。

判平成2.11.26）」法協109巻３号485頁（1992）・486頁を参照。

(35)　前注28・橋本論文・73頁も、「強行法規である労基法の解釈においては、労働者の利益になるか否かを問わず、個別合意による適用除外（デロゲーション）の余地は一切認められないはずである」とする。